平成２８年（フ）第３２号
兵庫県洲本市千草庚278番地74、前住所兵庫県洲本市本町４丁目２番33号
破産者　甚尾　篤弘
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２８年（フ）第５４号
岡山県津山市小田中992番地５、前住所岡山県岡山市南区藤田675番地９　３
破産者　佐藤宗由紀
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２８年（フ）第５２号
福岡県うきは市吉井町新治496番地１　新治アパートＢ棟
破産者　大西　重孝（旧姓小野）
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１４７号
福岡県久留米市野中町1489番地１　スカイマンション久留米702号
破産者　城戸　康法
1　決定年月日　平成28年10月31日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第５５号
北海道北見市中央三輪８丁目６番地８、前住所北海道富良野市新光町１番21号　ベルメゾン富良野103号室
破産者　北谷　勝幸
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第１９８号
岩手県奥州市水沢区佐倉河字関谷33番地１103号室、開始決定時住所盛岡市青山１丁目10番３－104号
破産者　多田　裕二
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２８号
秋田県湯沢市稲庭町字小沢58番地
破産者　佐藤禮子こと　佐藤　禮子
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第１４号
秋田県仙北市田沢湖梅沢字手習石98番地５
破産者　藤井ちあき
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２８年（フ）第１４６５号
神奈川県藤沢市下土棚469番地ソレイユ長後604Ｂ号室
破産者　長濱　好和
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４８２号
東京都世田谷区岡本３丁目15番５号　ハイツ綱島201
破産者　冨田　　渡
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４９４号
横浜市港南区日野南２丁目21番３－301号
破産者　小野里長雄
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１３０号
新潟市東区月見町６番35号、前住所新潟市東区月見町９番34号
破産者　生鮮市場のぐちこと　野口　昭一
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３８９号
愛知県岡崎市小呂町字ミタライ53番地１　Ｏｉｋｏｓ　Ｏｒｏ204、前住所愛知県岡崎市上地６丁目18番地　中央マンション上地211
破産者　瀧上　　博
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第８０４号
広島市東区矢賀新町１丁目４番20―304号
破産者　石田健太郎
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１０号
香川県三豊市三野町大見甲1075番地４
破産者　山岡　輝男
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

平成２８年（フ）第３７号
愛媛県今治市波方町樋口甲1584番地１、前住所愛媛県今治市阿方甲256番地１、前々住所愛媛県今治市延喜甲205－２　桑名マンション303号室
破産者　河上　由喜（旧姓門田）
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２７年（フ）第３５０号
宮崎市大字田吉6258番地17　渡辺マンション102号
破産者　松元　良一
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２２０号
宮崎県児湯郡高鍋町大字南高鍋6813番地６
破産者　井上　達郎
1　決定年月日　平成28年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係